

Title	株式会社発起人論 ( 四 )
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.12 (1920. 12) ,p.1721(71)- 1742(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201201-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

被むらない特殊な地位を占むる結果、國家其者は之れが意識の命ずる處によつて其經濟的要求を充實し得るとなすのである、而して此封鎖的商業國が外國との關係を離れた場合に於て第一に實現せらる可きことは其材料の點よりして内地取引の用にのみ供せらるゝ其國獨特の貨幣を鑄造することである、貨幣に於ける地金の價值を除くことは之れが輸出能力をそぐことで、輸出能力をそぐことは貨幣價值調節の根本的條件たりと云ふのである、尙ほ貨幣價值決定の理由に就きては彼れは數量論の主張者で、貨幣が商品價格の代表者たることは或時期に於ける貨幣の總額は同時期に流通せる商品の總價格に相當せざる可からずとなせるものである、之れを要するにフイロテ其人の貨幣論の特徴とする處は社會主義的原則の上に築かんとする國家組織の内部に出来るだけ個人の存在物に對する行動即ち出来るだけ個人の需要滿足を確保せんとするものである、斯くて理性的國家に於ける貨幣の肯定は、やがて此國家が個人主義と共產主義との Synthese を實際化せんとするものである。

(1) Fichte, Sämmtliche Werke, BIV, s. 419.

(1) Fichte, Sämmtliche Werke, BIV, s. 408-409.

## 株式會社發起人論 (四)

西本辰之助

### 第五章 發起人組合

第一 商法に所謂發起人とは各發起人を云ふや或は發起人組合を云ふやに就きては議論ありと雖も各發起人を指稱するものと解するを正當とす之を商法の各條に就きて檢するに第百十九條に「株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス」との規定に於ける發起人は各個人たる發起人を指すこと明かなり發起人を以て發起人組合の意義に解するときは「七人以上ノ發起人」なる文句は意義を成さず「七人以上ノ組合員ヨリ成ル發起人」と規定すべき筈なり又第百二十條に於て「發起人ハ定款ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス」と規定し定款の記載事項として發起人の氏名住所を挙げたり若し發起人が組合ならば組合か署名を爲すは不可能なるか故發起人をして定款に署名せしむる規定は無意義なり發起人の氏名住所なる文句も亦發起人なる語を以て個々の發起人の意義

に用ゐたること明かなり又第二百二十三條及第二百五條に於て「發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキ」又は「發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケサルトキ」とある場合に株式の總數を引受くるは發起人組合にあらずして個々の發起人なり即ち各發起人の引受株式の合計カ總數に達したるとき又は達せざるときとの意義に解すへきものにして發起人が株式を引受くるは決して發起人組合なる團體に於て爲すものにあらず第二百二十六條第二項本文に於ける發起人なる語は何れの意義に使用したるやに付き證左を擧ぐるを得すと雖も同項第三號の「各發起人カ引受ケタル株式ノ數」に於ける各發起人なる語は發起人組合に非ざること明瞭なり第二百十九條第一項第三百十條第一項及第二項第三百三十一條第一項に於ける發起人は何れの意義に用ゐたるものとも解し得らるへし之に反し第三百三十二條「發起人ハ會社ノ創立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス」とある場合の發起人は組合に非すと解するを事物の性質上至當とすへし又第三百三十五條第二項に「取締役又ハ監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ云々」と規定せる場合の發起人は發起人組合に非ざること疑問の餘地なし第三百三十六條に「引受ナキ株

式又ハ第二百二十九條ノ拂込ノ未済ナル株式アルトキハ發起人ハ連帶シテ其株式ヲ引受ケ又ハ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ」とある場合の發起人も亦然り個々の發起人に連帶あるも發起人組合なるものゝ連帶なるものは考ふへからされはなり第三百三十九條及第四百一一條に於ける發起人は個々の發起人を指すものなることは前記第二百二十三條及第二百五條の場合に同じ第四百十二條ノ二に「發起人カ會社ノ設立ニ關シ其任務ヲ怠リタルトキハ其發起人ハ云々」發起人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其發起人ハ云々」とある場合の發起人は個々の發起人を指すこと一點の疑を容れず若し發起人組合に關する規定なりとすれば其發起人ハこの文字は意義を成さざればなり又發起人の連帶責任を認めたる點より見るも各發起人を指すこと明かなり第四百十二條ノ三第一項及び第四百十二條ノ四に於ける發起人なる文字に就きても亦之に同じ

以上煩を厭はず商法の各規定に就きて發起人なる文字の意義を検したる所以は我國の學者中に商法に於ける發起人なる文字は個人たる發起人を指すにあらずして組合を指すと説く者あるか故其然らざる所以を説明せんか爲めなり我商

法會社編に於ては發起人組合なるものを認めず發起人とは總て個々の發起人を指すものと解すへきなり此點は商法に於て取締役會なるものを認めず取締役と云へは個々の取締役を指すものなるに相類似せり故に商法に於て發起人に對して或行爲の義務を負はしめ或事項に付きて責に任せしめ或は一定の利益を附與する場合は總て各發起人即ち個人たる發起人に對するものにして發起人組合に對するものにあらず商法會社編は個人たる發起人を對照として規定を設けたるものにして發起人組合を對照とせず

第二 右に述べたるか如く商法會社編は發起人組合を認めず發起人としての行為及責任は總て個々の發起人に關するものなりと雖も各發起人が同一定款に署名し會社の設立なる共同の目的を遂行する以上は各發起人が商法に於ける發起人なりとの理由を以て何等の統一なく各自思ふか儘に發起人として行動することとは固より許すへきにあらず然らば各發起人間の統一は如何にして保ち得へしか各發起人は如何なる法律關係に基きて共同的行動を爲すへしか商法會社編は發起人組合を認めずと雖も之か爲めに發起人相互の關係を統一すへき法律關係

の存在を禁せざるのみならず寧ろ之を必要とすることは事物の性質上當然なり然らば其法律關係の性質如何此點に關し我國に於て組合說組合及準組合說特殊契約說の三說あり(一)

第一說によれば發起人間の關係は總て民法の組合なりとす殊に此說は民法の組合にては組合員か信用のみを出資する場合を認めずとの說を排し或組合員か信用のみを出資するも尙民法の組合たるを妨げずとなせり然れども發起人の中にて何等の出資をも爲さざる者あることは絶無と云ふへからず斯の如き場合に尙組合の存在を主張し得へきや疑なきを得ざるへし

第二說によれば發起人間の關係は組合なる場合と準組合なる場合とあり各發起人が財産又は勞務を出資したる場合は組合なるも然らずして或發起人が信用のみを出資し又は全く出資せざる場合は準組合なりとす

第三說によれば發起人間には民法の組合關係存せずとす民法の組合は共同の出資を以て共同の事業を營むを目的とするものなるに發起人間には共同の出資無き場合あり且營むには同一行爲を繰返すの意思なかるへからず從て會社を設

立せんとする行爲は營むを得ざる性質のものにして又組合たるを得ざる行爲なり従て其關係は契約一般の原則と會社法規とに照して判斷するの外なしと主張せり然れども一定の沈没せる船舶の引揚を目的とする組合と一定の會社を設立せんとすることを目的とする組合とは其營むの點に於て幾何の相違ありや後者にして營むこと不可能ならば前者も亦組合たるを得ざるの理なり

第三 吾人の考ふる所によれば發起人間の關係は單に組合又は準組合なりとすへからず又單に組合又は準組合に非すとすへからず商法會社編は發起人の對外關係即ち對第三者及對會社の關係を規定せりと雖も内部關係とも稱すへき發起人間の關係に至りては何等規定する所なし即ち發起人間の關係に對しては法律は何等干渉する所なきか故契約自由の原則に依り發起人は其欲する所に從ひて相互間の關係を規定するを妨げず其關係は組合なるも可なり然らざるも可なり又發起人間の關係なるも可なると共に然らざるも可なり發起人全員間發起人の一部間又は發起人と然らざる者との間の組合契約組合類似の契約委任契約又は無名契約を爲すことを得べく其法律關係の種類に於て何等の制限を受くるこ

となし従て其法律關係の性質は個々の場合に於て之を判斷するの外なきなり(2) 右の如く發起人の内部關係は諸種の法律關係たり得へしか故之に適用すへき法規も亦一ならず組合又は委任なることあるへく是等に準すへきことあるへし又極端に云へは雇傭又は請負なる場合も想像し得られざるにあらず

(1) 組合説は松本氏會社法講義二一八頁之を採り組合員の信用出資を認むるのみならず發起人は少くとも信用出資を爲さすといふことなしとし組合及準組合説は松波氏日本會社法六七二頁之を採り特殊契約説は片山氏株式會社法論之を採る英法の學説は發起人間に於ける Partnership の關係を否定するか如し(H. G. des Erhalls, England. S. 158-159 Lindley Law of Companies. p. 193)

(2) 發起人間の關係を定むるには第一に當事者の意思に重きを置かざる可らず現今普通に行はるるか如く發起人として頗る多數の人士を網羅する場合には中心人物として活動する者か知名の人士に依頼して發起人として名を列するに止まり發起人相互間に於て何等の諒解なく従て又組合員として利害を共にするの意思無き場合多かるへし斯の如き場合には多くは委任の關係を以て説明すへきものにして組合と解するは當を得ざるへし

### 第六章 利益及び損失の歸屬並に分配

第一 利益の歸屬及び分配

發起人として受くべき利益は第二百二十二條第三號に依る特別の利益及び同條第五號に依る報酬のみなりとす而して特別の利益は前記の規定により之を受くべき者の氏名を定款に記載せざるべからず從て特別の利益は會社との關係に於ては定款に指定したる者に歸屬すべきは疑を容れず然らば其特別の利益は他の者に分配すべきや否やに就きては特別の利益の性質と内部に於ける合意とによりて定まるべし

發起人の受くべき報酬は之を受くべき者の氏名及割合を定款に定めたる時は之に依るべきこと勿論なりと雖も然らざるときは各發起人は平等の割合を以て報酬を請求することを得べし此點は民法第四百二十七條によりて明かなり會社との關係に於ては報酬は此方法によりて發起人に歸屬すべきものなるも發起人内部の關係として之と異りたる分配方法を定むるを妨げざるべし殊に發起人か如何なる割合に於て會社に對して報酬請求權を有するかに關せず内部的に(イ)或發起人にのみ之を與へ(ロ)異りたる割合を以て與へ(ハ)發起人全員又は或發起人

及發起人外の者に與へ(ニ)全部發起人外の者に與ふることを定むるを得べし殊に最後の場合は發起人か發起人外の者の委任を受けて設立行爲を爲す場合に損失は總て委任者に於て負擔する代りに報酬は委任者に引渡すべきことを約する場合の如し

第二 直接の設立行爲によりて負擔する義務

一 會社の成立したる場合

A 會社に對する責任

發起人か會社の設立に關し其任務を怠りたるときは其發起人は會社に對し連帶して其責に任す(一)此場合の責に任すべき發起人は會社の設立に關し其任務を怠りたる者のみに限らる即ち發起人の全員か會社に對し連帶して其損害を賠償する責に任するものに非ずして任務を怠りたる發起人間にのみ連帶責任を生ずるものなり發起人か會社の設立に關し任務を怠りたる場合とは發起人の怠慢によりて引受なき株式又は申込の取消されたる株式を生じ又は第一回拂込の缺けたるとき或は第一回の拂込金又は拂込みたる物件の保管に付き注意を怠りしか

爲め之を滅失毀損せしめ或は現物拂込の場合に其出資者に對して與ふる株式が多きに過ぎたる如き場合を云ふ尙此一般的規定の外商法か特別規定を設けたる場合次の如し(2)

イ 引受なき株式及び申込の取消されたる株式あるときは發起人は連帶して其株式を引受くべき義務を負ふ

ロ 第一回拂込の未済なる株式あるときは發起人は連帶して其拂込を爲すの義務を負ふ

右二個の場合に於ける發起人の責任は前の損害賠償の責任と異り發起人に過失ありしと否とを問はず其全員か連帶して其責に任すべきものなり且損害賠償の責任と併存するを妨げず即ち引受なき株式ありたるときは發起人全員か連帶して之を引受くる義務を負ふも尙損害ある時は任務を怠りたる發起人は連帶して之を賠償する責に任すべきものとす(3)又此場合に於ける發起人の株式引受及株金拂込の義務は發起人か創立總會を招集し總會か設立の廢止を決議せずして終結するによりて生ずるものと解せざる可らず創立總會の招集以前に於て發起

人か豫定の引受又は拂込を得ざるか爲め設立の廢止を爲すを妨げず又總會に於て設立廢止の決議か爲さるゝことあるへし是等の場合に發起人に株式の引受又は株金拂込の義務なきは當然なり蓋し發起人は會社の成立に努力するの義務は之を負ふも如何なる事情に因ると雖も必ず不足分の引受又は拂込の義務を負ふものと云ふを得されはなり獨逸商法は右の責任を以て發起人の報告に誤ありし場合に限りたり(4)

#### B 第三者に對する責任

發起人は會社の設立に關し第三者と契約を爲したるときは之に對し履行又は損害賠償の責に任する場合あるべく設立に關して不法行爲を行ひたるときも亦損害賠償の責に任すべきこと勿論なり而して是等の責任は何れも民法の原則に従ひて之を負ふべきものなり然るに商法は尙特に規定を設け發起人に悪意又は重大なる過失ありたる時は其發起人は第三者に對しても連帶して其責に任すべきものとせり之を定めたる商法第四百二十二條ノ二第二項は同條第一項の特殊の場合にして發起人か悪意又は重大なる過失によりて設立に關する任務を怠りた

る場合の規定なり而して設立に關する任務は會社に對して負ふものにして第三者に對し直接斯の如き任務を負はざるは疑を容れず從て此規定は發起人か其任務を怠りて直接に會社に損害を加へ間接に第三者を害したる場合に關す發起人か不法行爲によりて直接第三者を害する場合には民法七一九條の適用あるか故必ずしも此場合の規定を要せざるも發起人か先づ會社を害し依て第三者に損害を及ぼしたるときは直接の被害者は會社なるか故是を以て第三者に對する不法行爲と解し難し故に特別の規定あるに非されは第三者は直接發起人に對して損害賠償の責に任せしむるを得ざるへし是れ此規定ある所以なるへし例へは發起人か惡意にて金錢又は物件を費消し或は拂込なきに係はらす之を假裝し依て會社財産に不足を生せしめたるときは會社は發起人に對し其損害の賠償を請求し得るは勿論なるも會社財産不足の爲め損害を受けたる會社債權者も亦發起人に對し直接に損害賠償の請求權を有すへし然れども第三者の請求權は會社の損害を前提とするか故發起人か會社に對し完全に損害を賠償したるときは之によりて第三者に對する賠償義務は消滅するものと解すべきなり

右の第三者には株主を含むや否やにつきて學說分ると雖も之れを含まずとするを可とす(5)株主は會社の一社員たる資格に於ては第三者にあらず之に反し會社との取引の相手方又は債權者としては第三者たるの地位に在り故に株主か會社との取引の相手方又は會社に對する債權者として發起人の任務の怠慢によりて間接に損害を受けたるときは其損害の賠償を請求するを得るは勿論なるも是は株主か株主たる資格に於て請求するにあらずして第三者たる資格に於てするものなり之に反し株主か會社の損害によりて其持分の實價を減し或は株式の價格が額面以下に減したるによりて生したる損害は株主たる資格に於て受けたるものなり從て之を發起人に請求するものとすれば株主たる資格に於て爲すものなり斯の如き賠償義務を認むることは立法論として實益なきに非ず殊に發起人の任務怠慢によりて生したる損害に對し株主總會に於て多數決を以て其責任を免除し或は之に對して訴を起さざるべきことを決議したる場合に個々の株主として之を奈何ともするを得ず取締役及監査役に對しては資本の十分の一以上に當る株主の請求あるときは株主總會の決議に反しても訴を起すことを得れど



も發起人に對しては之を認めず又個々の株主の権利か債權者としての権利ならは民法第四百二十四條に依り間接訴權を行使するを得れども株主としては之を爲すを得ず又直接株主に對する不法行爲に非ざるか故此點より賠償の請求を爲すことも亦不可能なり従て多數決によりて發起人の責任を免れしむる場合斯の如きことは發起人の餘勢尙盛なる設立當初の株主總會にありては異例に屬せざるへし之に不服なる個々の株主に損害賠償請求權を與ふるの必要あるか如し然れども之か爲め第四百二十二條ノ二第二項の第三者には株主をも含むものと解するを得ず蓋し株式會社の財産の減少は間接に株主の利益を害すること勿論なるに係はらず其財産の處分は多數決に依りて爲し得るを原則とし個々の株主の異議を顧することゝ爲したる結果にして特に發起人の責任に關してのみ個々の株主の利益を無視したるものにあらず

以上株主に關して述たる所は株式を引受けたる株主たる譲受によりて株主となりし者たるを問はず適用せらるべきものなり又右に述たる所は發起人か會社を害したると同一原因によりて株主を害したる場合なるか故特殊の原因に

よりて個々の株主に損害を及ぼしたるときは其賠償の責に任すべきこと當然なり例へば發起人か特約を以て個々の株式引受人に對し未來の會社の財産狀態或は株式の價格配當等に付き保證契約を爲し或は株式の引受に當り詐欺又は強迫を行ひたる如き場合には民法の一般原則により損害賠償の責に任せざる可らず會社か事業に着手したる後設立無効の訴により其設立を無効とする判決か確定したるときは解散の場合に準して清算を爲すことを要し(6)従て清算の目的の範圍内に於て會社は成立せるものと看做されたりと云ふを得へし(7)且會社設立の無効は會社と第三者との行爲の效力に影響を及ぼさるるか故(8)此場合は發起人の責任に關する規定の適用に付き會社か成立したる場合と解し第四百二十二條ノ二の規定を適用すべきなり即ち發起人か會社の設立に關し任務を怠りたるべきは無効會社に對しても連帶して其責に任すべきなり又發起人に惡意又は重大なる過失ありたるときは第三者に對しても連帶して損害賠償の責に任すべきものと解すへし此場合は發起人と第三者との關係にして清算の目的の範圍内に在らざるか如しと雖も此責任は發起人の會社に對する責任と會社の第三者に對す

る責任とを直接に連繫したるものにして發起人と第三者との間の獨立原因によりて發生したるものに非ず従て會社の發起人に對する請求權と第三者の發起人に對する請求權とは密接の關係を有すると無効會社の清算人が發起人に對する請求を怠りたる場合に第三者を保護するの必要とにより右の如く發起人の第三者に對する責任を認むべきなり

二 會社の成立せざりし場合

會社が成立せざりし場合に於ては發起人は會社の設立に關して爲したる行爲に付き連帶して其責に任せざる可らず(9)此規定は會社の成立せざることを前提として發起人が負ふべき責任を連帶と爲したるものにして會社が成立せざる場合に於ける發起人の總ての責任に付きて規定したるものにあらず會社が成立したりとするも發起人が負ふべき責任は一般原則に依りて定むべきものにして此規定の範圍外に屬す此規定は會社が成立したりとせば會社に對し請求を爲し又は會社に對し或權利を有し得へかりし者が會社が成立せざるか爲め發起人に請求するの外なきに至りたる場合に於ける發起人の責任を定むるの主旨と解

すべきなり若此規定を以て會社の成否に關係なく直接發起人に對し有する債權にも適用あるものとすれば會社が成立したる場合にも之と同一の規定を設けされは權衡を失すへし商法は會社が成立したる場合に付き會社を害するに由りて第三者を害したる場合のみを規定し直接第三者を害したる場合を規定せざることを既に述たるか如し

右の如く第四百四十二條ノ三は會社が成立せざるか爲めに發起人の負ふべき責任を規定したるものとすれば發起人が株式引受人以外の者に對して此責任を負ふべき場合無かるへし發起人が會社の成立前に於て第三者と爲すべき行爲は總て發起人自己の名を以てすべく會社の名に於てするを得ず故に是等の行爲は會社の成否に係はらず第三者に對しては發起人直接に責に任すべく會社の不成立によりて特に發生する責任にあらず例へば株式申込證の印刷料支拂義務、出資物件の保管料支拂義務等の如し又會社が事業着手前に無効確認の訴によりて設立無効の確定判決を受けたる場合に其以前に會社が成立せるものと信して會社の名に於て爲したる行爲例へは出資物件の寄託使用人の雇入等は設立に關する行

爲に非ざるか故是又第四百二十二條ノ二の適用外に在りとす故に同條は發起人の株式引受人に對して負ふべき責任に限るものと云ふへし然かも發起人が會社の成立せざることを條件として引受人に對して負ふべき責任は決して多からず其一は拂込たる金額物件の返還義務及此義務の不履行より生ずる損害賠償義務にして其二是發起人が故意又は過失によりて會社の成立を不能ならしめたるより生ずる損害賠償義務なり此第二の義務の存否及び其法理上の根據に付きては疑問なきに非ざるも其一例を擧ぐれば株式引受人が會社の成立により株式の價格が拂込以上に騰貴すること或は多額の利益配當を得るの見込ありしに係はらず會社の不成立によりて之を失ひたる場合の如し株式の讓受人が設立無効の爲めに受けたる損害に付きては讓渡人たる引受人の權利を承繼するの外獨立の賠償請求權を有せざるへし蓋し斯の如き請求權を認むるものとすれば損害賠償の範圍を無限に擴張するの結果を生ずればなり

### 第三 間接の設立行爲によりて負擔する義務

發起人が間接の設立によりて負擔する義務は何人に歸屬するやは商法會社編

の問題にあらずして一般私法上の原則によりて定まるべきものなり

A 發起人間の關係に付きて民法組合の規定の適用又は準用ある場合には發起人に歸屬すべき義務は民法第六百七十四條及び第六百七十五條によりて定まる即ち當事者間に於て損失分擔の割合を定めたるときは之に依り定めざりしときは出資の價額に應じて之を定め債權者は債權發生の當時に右の割合を知りたる時は各發起人は右の割合によりて債權者に對し義務を負ひ債權者に於て右の割合を知らざりし時は債權者は各發起人に對し平等の割合を以て其權利を行使するを得へし然れとも發起人の一人が發起人組合の爲めに取引を爲すには發起人の一人としての行爲なることを相手方に示すを要すべく然らざれば自己の爲めに爲したるものと看做され行爲を爲したる發起人のみ相手方に對して義務を負ふことあるへし

發起人間に組合又は準組合の關係なき場合には原則として發起人間に代理關係無きか故行爲を爲したる發起人のみか相手方に對し直接義務を負ふへし又數人の發起人が共同して取引を爲したるときは民法第四百二十七條により特

別の意思表示なき以上は相手方に對し平等の割合を以て義務を負ふべく又取引に際して分擔の割合を相手方に告げ又は連帶を約したるときは其合意に従ふべきは勿論なり其他發起人の一人か他の發起人の代理人として取引を爲したるときは本人か其責に任すべく無權代理の場合には民法第百十三條に依るべきこと勿論なり

#### 第四 損失の分擔

損失の分擔は發起人及其他の設立に參與する者の間の内部關係に關する問題にして分擔の割合及方法は一に内部關係の性質及當事者間の合意に依りて定まるものなり從て第三者に對して負擔する義務の歸屬とは全然其意義を異にするものなり即ち發起人は第三者に對して義務を負擔する方法と全然異りたる方法を以て損失を分擔するを得へし發起人間の關係か組合又は準組合なる場合には第三者に對しては平等の割合を以て義務を負ひ又は或組合員のみか義務を負ふことあるも内部に於ては常に合意又は出資額によりて定まりたる割合を以て損失を分擔するものなり從て此場合には發起人間に求償權を生すへし又或發起人

か全然出資を爲さざる場合に準組合なりとすれば出資を爲さざる發起人は全然損失を分擔せざることあるへし又發起人の内部關係か委任なる場合即ち或發起人か他の發起人の委任を受けて發起人として行動したる場合には損失は全然委任者に於て負擔すべきものなるか故受任者たる發起人か設立に關して費用を支出し或は第三者に對し義務を負ひたるときは之を委任者に求償するを得へし又發起に關する内部關係は必ずしも發起人間のみ關係にあらざること既述の如くなるを以て損失の一部又は全部を發起人外の者に於て負擔することあるへし斯の如く損失分擔の方法は當事者間の合意及び内部關係の性質によりて定まるものにして大略左の如き場合を考ふるを得へし

- a 各發起人が平等に負擔する場合
- b 或發起人のみか負擔する場合
- c 各發起人が異りたる割合を以て負擔する場合
- d 發起人の全員又は其一部の者と發起人外の者とか負擔する場合
- e 全部發起人外の者が負擔する場合

分擔の問題を生ずべき損失は一切の設立行為によりて生したる損失を含むこと勿論にして間接の設立行為に因りて生したると直接の設立行為に因りて生したるとを問はざるなり

(1)一四二條ノ二

(2)一三六條

(3)一三七條、一四二條ノ二第一項

(4)獨商法二〇二條

(5)有責説 Staub (202. Ann. 2. 3.) 會社に對して責に任すべき原因 (Rechtsgrund) により株主に對しても責に任す殊に會社か發起人に對して訴を起さざる場合に各株主をして請求せしむることは公平の原則に適合すと主張せり、松波氏、日本會社法六五五、田中氏法協三五卷一號、松木氏會社法講義二七四頁、無責任説 Lehmann A.R. 1. S. 461 竹田氏京法五卷一〇號

(6)二三二條二項、九九條ノ六第一項

(7)八四條、嚴格に云へば清算の目的の範圍内に於て成立せる會社と同一の法律上の取扱を受くるのみにして人格者と看做されたるものに非ざること勿論なり

(8)二三二條二項、九九條ノ六第二項

(9)一四二條ノ三第一項

### 慶應義塾の

### 三田通りの

# カフェー

# 米

# 華

# 堂

電高輪二二六六

●秋より冬にかけての好飲料は

●ホットカルピスと森永のコ、ア...

●香の高い紅茶とコーヒー

●宴會至便料理と菓子御存じの美味